

## 労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、  
派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額(A)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額(A)}}$$

派遣料金の平均額(A)

2025年6月1日

株式会社パトリオット

派遣労働者の数	48人
派遣先の数	5社
派遣料金の平均額(A)	1日8時間あたり 38,690円
派遣社員賃金の平均額(B)	1日8時間あたり 22,352円
マージン率	42.2%【計算式】 $\Rightarrow (A - B) \div A$
教育訓練に関する事項	採用時 導入研修(Off-JT OJTによる技術研修 安全衛生 情報セキュリティ等) 年次 全社研修(安全衛生 情報セキュリティ等) 社外研修 eラーニング等による業務スキル向上研修
その他の事項(福利厚生等)	社会保険、雇用保険加入 交通費支給 産業医のカウンセリング 慶弔規定 退職金制度 財形貯蓄制度 各種表彰制度 社内部活動 社外アクティビティ活動 他
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	労使協定の締結の有無 : 有 協定の有効期間の終期 : 2026年05月31日 対象となる派遣労働者の範囲:全ての技術職社員